

第17期

自 令和5年 7月 1日
至 令和6年 6月30日

監査法人 かがしま会計プロフェッション

〒890-0062 鹿児島市与次郎二丁目4番35号KSC鴨池ビル305C号室

Tel 099-258-3048 Fax099-258-3017

audit@cpa-kap.jp

業務及び財産の状況に関する説明書類

第17期

令和 5 年 7 月 1 日 から 令和 6 年 6 月 30 日まで

令和6年8月2日作成

監査法人名

監査法人 かがしま会計プロフェッション

所在地

鹿児島市与次郎二丁目4番35号KSC鴨池ビル305C号室

代表者

田畑 恒春

I 業務の概況

1 監査法人の目的及び沿革

(1) 目的

公認会計士法第2条 I 項及び II 項業務

(2) 沿革

平成20年4月16日設立

2 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

無限責任監査法人

3 業務の内容

(1) 業務概要

公認会計士法第2条 I 項及び II 項業務を行っている。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当なし

(3) 監査証明業務の状況

令和6年6月30日現在

種別	被監査会社等の数(社)	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	2	2
②金商法監査	1	
③会社法監査	8	
④学校法人監査	4	
⑤労働組合監査	0	
⑥その他の法定監査	9	
⑦その他の任意監査	1	
計	25	2

(4) 非監査証明業務の状況

社会福祉法人の会計に関する事務処理体制の向上支援等

10 件

その他主催する研修会や依頼を受けた講師業務等

3 件

4 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

品質管理規程を制定し、これに基づいて業務を行っている。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

品質管理システム概要書を添付した。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

該当なし

(4) 直近において公認会計士法46条の9の2第1項の規定による協会の調査(品質管理レビュー)を受けた年月

令和4年2月25日

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認
当該事項に関して、適正に策定され、実施していると確認した。
代表社員 田畑 恒春

5 他の公認会計士(大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。)又は監査法人との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称
決算期末時点では該当なし
(2) 提携を開始した年月
決算期末時点では該当なし
(3) 業務上の提携の内容
決算期末時点では該当なし

6 外国監査事務所等(外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者)との業務上の提携に関する事項

- (1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称
該当なし
(2) 提携を開始した年月
該当なし
(3) 業務上の提携の内容
該当なし
(4) ネットワークサービス及びその取り決めの概要
該当なし

II 社員の概況

1 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
7人	0人	7人

2 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	法人の基本的意思決定	7人	0人	7人

III 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社員			公認会計士である使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
監査法人 かごしま会計 プロフェッション	鹿児島市与次郎二丁目4番35号 KSC鴨池ビル305C号室	7人	0人	7人	0人

IV 監査法人の組織の概要

社員7名による合議制で意思決定している。

V 財産の概況

1 売上高の総額

(単位:円)

	第14期 令和2年7月1日～ 令和3年6月30日	第15期 令和3年7月1日～ 令和4年6月30日	第16期 令和4年7月1日～ 令和5年6月30日	第16期 令和5年7月1日～ 令和6年6月30日
売上高				
監査証明業務	112,840,046	112,940,047	107,438,251	117,690,068
非監査証明業務	6,660,452	7,662,809	12,941,723	7,138,210
合計	119,500,498	120,602,856	120,379,974	124,828,278

2 直近の二会計年度の計算書類

無限責任監査法人につき、添付の必要なし。

3 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

無限責任監査法人につき、添付の必要なし。

4 供託金等の額

無限責任監査法人につき、記載の必要なし。

5 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

無限責任監査法人につき、記載の必要なし。

VI 被監査会社等(大会社等に限る)の名称

サンケイ化学株式会社

株式会社 昴

品質管理システム概要書（2024年6月30日現在）

監査事務所名 監査法人 かがしま会計プロフェッション

代表者名 田畑 恒春

以下の項目についての品質管理規程の該当条文とその概要を記載します。

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

1条	品質管理システムの整備及び運用に関する責任者は、品質管理に関する方針及び手続を、本規程等において文書化し、新規採用時及び本規程等更新時にその内容、達成すべき目的、及び個人が品質に関して責任を有することを説明し、当法人の全ての者に周知する。当法人の全ての者は、本規程等に記載されている事項を理解し、当法人の方針又は手続を遵守する。
3条	監査業務の品質を合理的に確保するため、以下の事項に関する品質管理のシステムを整備し運用する（不正リスクに関する品質管理含む）。 ①専門要員等が職業的専門家としての基準、適用される法令等を遵守すること。 ②法人又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。等
8条	品質管理に関する方針及び手続からなる品質管理のシステムを整備し運用する。社員会の代表者が最終的責任を負う（不正リスクに関する品質管理の責任含む）。
72条	品質管理のシステムの整備及び運用状況に係る文書の保管期間を定めている。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

10条	日本公認会計士協会倫理規則に基づく職業倫理に関する方針及び手続を定める。 ①誠実性の原則 ②公正性の原則 ③職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則 ④守秘義務の原則 ⑤職業的専門家としての行動の原則 等
11条	専門要員及び該当する場合は独立性の規定が適用されるその他の者が職業倫理に関する規定に含まれる独立性の規定を遵守することを合理的に確保するために、以下のように独立性の保持のための方針及び手続を定める。 ①独立性を阻害する状況や関係に気が付いた場合の品質管理担当責任者への報告

13条	<p>②独立性の保持に関する情報の蓄積と関係する専門要員への情報の伝達</p> <p>③毎年、必要な時点において独立性の保持のための方針及び手続の遵守に関する「監査人の独立性チェックリスト」の入手と独立性を阻害する要因を識別した場合のセーフガードの適用 等</p> <p>監査業務の主要な担当者の長期間の関与に関して、方針及び手続を以下のように定める。</p> <p>① 大会社等の監査業務については、一定期間のローテーションを義務付ける。</p> <p>②監査業務の主要な担当者が長期間にわたって従事している場合、独立性を阻害する馴れ合いを許容可能な水準に軽減するためのセーフガードの必要性を決定する。セーフガードの必要性の決定には、社会的影響の程度も考慮した上で、当法人の方針に従って判断する。</p> <p>ローテーションに関する定義、大会社等に関しては、品質管理規程第2条で定めている。</p>
-----	---

■当法人におけるローテーションに関する品質管理規程第2条のまとめは下図のとおりです。

ローテーションの有無と会社区分					期間
ローテーション	あり	倫理規則上の大会社（PIE：Public Interest Entity：社会的影響度の高い事業体）	公認会計士法上の大会社等	上場会社 定款等で会計監査人設置を定めている事業体 かつ、資本金100億円以上かつ負債額1,000億円以上	7年⇒5年
			その他 独立性指針26項の事業体	独立性指針26項により、当法人で追加的に決めた大会社等 資本金100億円以上又は負債1,000億円以上 かつ、出資者300人以上かつ従業員1,000人以上	7年⇒5年
		その他	独立性指針150－6項の事業体	上場会社以外の金融商品取引法監査対象の会社 資本金5億円以上又は負債200億円以上の事業体 又は、出資者300人以上又は従業員1,000人以上	7年⇒2年
	なし	学校法人、社会福祉法人、医療法人、その他の会社等			必要な場合は社員会で決める

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

14条	<p>関与先との契約の新規の締結又は更新に関する方針及び手続を以下のように定める。</p> <p>関与先との契約の新規の締結又は更新の条件は以下の全てを満たす場合にのみ契約の新規の締結又は更新を行う。</p> <p>①時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。</p> <p>②関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。</p> <p>③関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。</p> <p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務に係る、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を以下のように定める。</p> <p>①不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する。</p> <p>②新規の締結及び更新時はリスクの程度に応じて、社員会で評価の妥当性を検討する。</p>
18条	<p>契約締結を辞退する原因に基づく契約の解除に関する方針及び手続を定めている。</p>

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

21 条	専門要員の採用について定めている。
22 条	<p>専門要員の適性及び能力について定めている。</p> <p>当法人の社員及び常勤公認会計士の最低必要取得単位は、「監査の品質」に関しては継続的専門研修制度で定める必須単位は取得した上で総取得単位数 100 単位以上を義務付けている。</p> <p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務がある場合には、専門要員が監査業務を行う上で必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、法人内外の研修等を含め、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供する。</p>
25 条	<p>監査責任者の選任に関して以下の事項を実施する。</p> <p>①監査責任者の氏名と職責を関与先の経営者及び監査役等に伝達する。</p> <p>②監査責任者が、その職責を果たすための適切な適性、能力及び権限を有し、十分な時間を確保できることを確かめる。</p> <p>③監査責任者が、職業倫理（独立性を含む。）を遵守して監査業務を実施できることを確かめる。</p> <p>④監査責任者の責任を明確に定め、各監査責任者に伝達する。</p> <p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査チームに期待される適切な適性及び能力を検討する場合、監査責任者は、法人が提供する不正に関する教育・訓練を通じて得られた、専門要員の知識及び能力の程度を考慮する。</p>

5. 業務の実施

監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針手続	
30条	<p>監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、研究報告等を参考として、監査業務の実施に関する方針及び手続を監査マニュアルとして定める。</p> <p>適切な監査報告書発行を合理的に確保するために、計画審査、意見審査を行う。</p>
33条	<p>監査責任者は、必要に応じて、監査チームのメンバーの指導監督を行う。</p> <p>【不正リスクへの対応】</p> <p>監査責任者は不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督する責任を負う。</p>
34条	<p>監査調書の査閲</p> <p>監査責任者あるいは審査担当者は監査メンバーの監査業務、監査調書を査閲する。</p> <p>【不正リスクへの対応】</p>

	監査責任者あるいは審査担当者は不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正リスクに適切に対応できるように、監査調書を査閲する。
専門的な見解の問合せに関する方針及び手続	
35条	<p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、入手した見解を検討する。</p> <p>監査責任者は不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査チームが手続を適切に実施する責任を負う。</p>
監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続	
36条	<p>監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は、監査責任者と審査委員会との間の監査上の判断の相違を解決するための以下の方針及び手続を定める。</p> <p>①専門的な見解の問合せや監査上の判断の相違に関して到達した結論及びその対処について文書化する。</p> <p>②監査報告書は、監査上の判断の相違が解決しない限り、発行してはならない。</p>
審査に関する方針及び手続	
45条	原則的として全ての監査業務について審査を実施する。
46条	審査委員会による合議制を採用する。
49条	<p>審査委員の適格性</p> <p>審査委員の選任に当たっては、審査委員の適格性を検討する。</p>
50条	<p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務について、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人は、これに対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査委員を選任する。また、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査委員を選任するか、社員会で審査を実施する。</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当法人の定める方針及び手続に従って審査委員が選任されていることを確かめる。</p>
35条	<p>審査を実施しない場合</p> <p>幼稚園のみを設置している都道府県知事所轄学校法人の私立学校振興助成法に基づく監査、又は任意監査（公認会計士法第2条第1項業務のうち、法令で求められている業務を除く監査）のうち、監査報告の対象となる財務諸表の社会的影響が小さく、かつ、監査報告の利用者が限定されている監査業務については審査を実施しないことができる。</p> <p>ただし、上記に該当する場合であっても、リスク要因が存在する監査業務については、審査の必要性を慎重に検討し、審査を必要と判断したときは、合議制は採用せず、当該学校法人等監査に関与しない審査委員会構成員1名によって審査を行う。この場合、業務執行社員と審査委員との合議が整わない場合は社員会で討議する。</p>
監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続	

37条	<p>監査報告書日後、適切な期限内に監査ファイルの最終的な整理を完了するため、監査ファイルの最終的な整理に関する方針及び手続を定める。</p> <p>監査ファイルは、原則として、監査報告書ごとにまとめる。ただし、実施した作業の関連性から、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査の監査調書や、連結財務諸表に関する監査と個別財務諸表に関する監査の監査調書を一つの監査ファイルとしてまとめることができる。</p>
38条	<p>監査調書の管理に関する方針及び手続</p> <p>① 監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保する。</p> <p>② 監査チームは、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、盗用してはならない。</p> <p>③ 法人の方針及び手続に従わない追加、変更や削除により、監査調書に記載された情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性が、阻害されることがあるため、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査調書の作成、変更又は査閲の履歴を明確にする。 ・ 監査計画や監査の実施などの各段階において情報を保全する。 ・ 法人の方針及び手続に従わない監査調書の変更等を防止する。等 <p>④ 監査調書に関し、機密性、保管の安全性、情報の完全性、アクセス可能性及び検索可能性を合理的に確保するため、監査業務開始時のメンバーへの監査調書の配付、監査業務実施中の監査調書の管理、監査業務終了時の監査調書の整理を適切に実施する。</p>
39条	<p>監査調書の保存・廃棄の方針及び手続</p> <p>① 監査調書は10年間保存することとし、監査ファイルの最終的な整理が完了した後、その保存期間が終了するまでは、削除又は廃棄してはならない。保存年限が到来した監査調書は、監査関与先のリスク等を勘案の上、監査責任者は、品質管理担当責任者の承認を得て、廃棄する。</p>

6. 品質管理のシステムの監視

監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス	
61条	<p>品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるため、モニタリング及び改善プロセスを定める。</p>
62条	<p>モニタリング活動は、品質管理のシステムに関する日常的モニタリング活動と監査責任者ごとに少なくとも一定期間ごとに一つの完了した監査業務の定期的なモニタリング活動の組合せにより構成される。</p>
65条	<p>品質管理のシステムの監視を行う担当者</p> <p>当法人の場合、次年度以降の監査業務の品質を更に高度なものとするために監査責任者が定期的検証のチェックリストを熟読したうえで当該チェックリストを作成し、その後に品質管理責任者に報告し、最終的には社員の承認を得て品質管理システムの監視が終了する。</p>

識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続	
69条	<p>識別された不備に対処するための是正措置を、その根本原因の分析結果に応じてデザインし、適用する。</p> <p>品質管理担当責任者は、是正措置に関して以下を実施する。</p> <p>(1) 是正措置が、識別された不備と関連する根本原因に応じて適切にデザインされているか評価し、また、適用されているか判断する。</p> <p>(2) 過去に識別された不備に対処するために適用された是正措置が有効であるか評価する。</p>
不服と疑義の申立ての方針及び手続	
60条	<p>法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定める。この方針及び手続の一部として、当法人は、専門要員が不当な取扱いを受けることなく不服と疑義の申立てを行うことができるように、内部通報等の制度の責任者の選任等に関して定める。</p> <p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用される監査業務について、当法人内外からもたらされる情報に対処するための方針及び手続を定める</p> <p>①不正リスクに関連して当法人内外から当法人に寄せられた情報を受け付ける。</p> <p>②当該情報について、関連する監査責任者へ適時に伝達する。等</p>

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

19条	<p>監査人の交代に際し、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続を定めている。</p> <p>①監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針及び手続として、原則として監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠するものとする。</p> <p>②品質管理担当責任者は、監査人の交代に際して前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方についての監査業務の引継に関し、当該監査業務の引継が当法人の方針及び手続に準拠して行われているかどうかを確かめなければならない。等</p> <p>【不正リスクへの対応】</p> <p>不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して監査チームが実施した引継の状況については、品質管理担当責任者に報告しなければならない。</p> <p>監査責任者は、前項に従って監査チームが実施した引継の状況について品質管理担当責任者に報告されていることを確かめなければならない。</p>
-----	---

8. 共同監査の方針及び手続

73条	<p>共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を定めている。</p> <p>①共同監査契約の新規の締結及び更新の承認は、社員会が行い、共同監査に関する協定書を作成する。以下の事項は協定書で定める。</p> <p>②各々の監査事務所相互間の監査業務の分担方法</p> <p>③監査調書の相互査閲、監査業務内容の評価の方法</p> <p>④監査業務に係る審査に関する事項</p> <p>⑤各々の監査事務所相互間で取り交わすべき書類</p> <p>⑥他の監査事務所の品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論の記録及び保存</p> <p>監査責任者は、他の監査事務所の品質管理のシステムに関して確認した内容及び結論を監査調書に記録し、監査調書に含めて保存する。なお、内容を確認した他の監査事務所からの品質管理システムに関する誓約書を入手することで代替できる。</p>
-----	--

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項ありません。

以 上

※この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性及び妥当性を保証するものではない。